耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）―等級１
T040102Aa0231545　T040102Aa0231552
T040102Aa0231555　T040102Aa0231558
T040102Aa0231562　T040102Aa0231565
T040102Aa0231624　T040102Aa0231634
T040102Aa0231842　T040102Aa0231921
T040102Aa0231922　T040102Aa0231931
T040102Aa2731531　T040102Aa2741531
T040102Ab0100368　T040102Ab0100472
T040102Ab0101656　T040102Ab0101736
T040102Ab0101845　T040102Ab0101946
T040102Ab0102432　T040102Ab0102442
T040102Ab0102452　T040102Ab1300268
T040102Ab1300472　T040102Ab1300636
T040102Ab1300656　T040102Ab1300932
T040102Ab1300942　T040102Ab1300945
T040102Ab1300952　T040102Ab1301746
T040102Ab1940268　T040102Ab1940432
T040102Ab1940436　T040102Ab1940442
T040102Ab1940446　T040102Ab1940452
T040102Ab1940456　T040102Ab1940472
T040102Ab2180146　T040102Ab2180156
平成12年建設省告示第1655号第１号に掲げる住宅（認定年月日：平成22年７月30日）
積水化学工業株式会社（大阪府大阪市北区西天満２－４－４）
耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部以外））―等級３
T120302A000707
積水ハウス株式会社（大阪府大阪市北区大淀中１－１－88）
耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部以外））―等級２
T120202A000807

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項第２号の規定により次の免許状は平成22年10月20日付けで失効した。
平成 22 年 11 月 25 日　　岩手県教育委員会
失効した免許状
１　氏名　大和田　進　本籍地　岩手県
生年月日　昭和27年４月１日
免許状の種類、教科及び番号
⑴　中学校教諭１種免許状　保健体育
昭50中１種第8517号
⑵　高等学校教諭１種免許状　保健体育
昭50高１種第8612号
授与権者　東京都教育委員会
授与年月日　昭和50年３月31日

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成 22 年 11 月 25 日　　秋田県教育委員会
１　失効した免許状
氏名　小野　淳一、本籍地　秋田県
免許状の種類、番号
⑴　中学校教諭二級免許状（数学）
昭49中二普第250号
⑵　中学校教諭一級免許状（理科）
昭49中一普第239号
⑶　高等学校教諭二級免許状（理科）
昭49高二普第125号
授与年月日　昭和50年３月15日
⑷　中学校教諭一級免許状（数学）
昭51中一普第320号
⑸　高等学校教諭二級免許状（数学）
昭51高二普第308号
授与年月日　昭和52年３月１日
⑹　高等学校教諭専修免許状（数学）
平４高専第29号
授与年月日　平成４年９月30日
授与権者　秋田県教育委員会
２　失効年月日　平成22年10月18日
３　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第１号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳の男性、身長155㎝位、身体的特徴不詳
上記の者は、平成22年10月17日、千葉県茂原市南吉田735番地２廃屋豚小屋内で一部白骨化した状態で発見されました。死亡推定日時は、平成22年７月頃。身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨は保管してあります。お心当たりの方は、当市福祉部社会福祉課まで申し出てください。
平成 22 年 11 月 25 日
千葉県　　茂原市長　田中　豊彦

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳、男性、所持品は財布１個、現金5,778円
上記の者は、平成22年９月25日午前６時20分頃、大分市王ノ瀬２丁目16番24号デイアス木崎東側約90メートルの第３排水樋管にて発見されました。死亡推定日時は平成22年９月24日午後11時頃。
遺体は火葬に付し、遺骨は当市で保管しております。お心当たりの方は、当市福祉保健課までお申し出ください。
平成 22 年 11 月 25 日
大分県　　大分市長　釘宮　磐

公示送達

中部広域都市計画事業美里土地区画整理事業の換地処分通知書の送付に変える公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による中部広域都市計画事業美里土地区画整理事業の下記１の者に対する換地処分通知書は、送付すべき場所を確知することができない又は送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第133条第１項及び第２項において準用する同法第77条第５項の規定により、当該通知書の送付に代えてその内容を下記２のとおり公告する。
平成 22 年 11 月 25 日
中部広域都市計画事業
美里土地区画整理事業
施行者　沖縄市
代表者　沖縄市長　東門美津子
１　書類の送付を受けるべき者の住所（所在）及び氏名（名称）
⑴　沖縄市字美里401番地
川上　ヨシ
⑵　沖縄市字美里479番地
川上　シズ
⑶　沖縄市美里２丁目20番11号
比嘉　善範
⑷　大阪府堺市堺区南島町３丁132番地藤岡文化２F
比嘉　善吾
⑸　アメリカ合衆国カリフォルニア州ヴァナイズオストロム通り7231番地
島袋　善市
⑹　那覇市久茂地３丁目１番地１
琉球生命保険相互会社
２　通知の内容
土地区画整理法第103条第１項の規定により、中部広域都市計画事業美里土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び換地図のとおり換地処分します。
教示
１　審査請求について
この通知について不服がある場合は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）
ただし、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この通知の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
２　取消訴訟について
この通知の取消しの訴えは、この通知があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、沖縄市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において沖縄市を代表する者は、沖縄市長です。
ただし、この通知があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この通知の日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを沖縄県沖縄市美原３丁目１番１号　社団法人沖縄市シルバー人材センター敷地内に設置されている掲示板において掲示する。

官公庁のお知らせ

解散

当社は、平成二十二年十月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十二年十一月二十五日
東京都世田谷区代沢五丁目三二番七号
有限会社轟修自不動産
代表清算人　轟　　修自